

生物多様性条約第11回締約国会議 (COP11)

報告

～遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の観点から～

平成24年11月5日

COP11/ABS報告会

一般財団法人バイオインダストリー協会

生物資源総合研究所

井上 歩

地球環境関連条約

国連環境開発会議
(リオ・サミット)
1992年開催

生物多様性条約
1992年採択 93年発効
加盟 192+EU

気候変動枠組条約
1992年採択 94年発効
加盟 193+EU

19条3,4、8条(g)、17条

15条、8条(j)

カルタヘナ議定書
2000年採択 03年発効
加盟 161+EU

名古屋議定書
2010年採択

京都議定書
1997年採択 05年発効
加盟 189+EU

名古屋・クアラルン
プールの補足議定書
2010年採択

生物多様性条約

- Convention on Biological Diversity (CBD) -

- ・ 1993年12月29日：発効(193ヵ国が加盟。米国は未締結)

生物多様性条約(CBD)の目的:

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
(環境条約であるが、経済条約的性格をもつ)

ABSを巡る議論の推移

- 1993.12.29 「**生物多様性条約(CBD)**」が発効
- 1998.5 COP4でABSが正式議題になる。
- 2000.5 COP5でガイドラインの策定方針を決定。
- 2002.4: COP6で「**ボン・ガイドライン**」を採択。
- 2002.9 ヨハネスブルグ・サミット。
利益配分の **国際的制度(IR)**の交渉を決定
- 2003.3～ CBDの下で**IR**の交渉を継続。
入り口論で対立。2006年COP8で、2010年のCOP10までに交渉作業の終了を決定。しかし、交渉は最後まで難航。
- 2010.10 COP10で「**名古屋議定書**」を採択。

COP11開催

- **期間： 2012/10/8 (月) ~ 10/19 (金)**
- **場所： インド・ハイデラバード**
(Hyderabad International Convention Centre)
- **参加者： 約9,000名**
締約国・地域 172カ国、関連機関、先住民代表、市民団体等
- **日本政府代表団：約50名**
外務省、環境省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、
国土交通省



Hyderabad International Convention Centre

閣僚級会合開会式でのシン首相の演説



議題及び議事進行

【本会合】

議題 1:組織的事項

【ワーキンググループ1】

- 議題 7: 第8条J項と関連規定
- 議題 8: 島嶼の生物多様性に関する作業計画のレビュー
- 議題 9: 生態系回復
- 議題10: 生態学・生物学に重要な海洋・沿岸地域 (EBSAs) の特定
- 議題11: 生物多様性と気候変動、並びに関連事項
- 議題13: COP10に由来する他の内容に関する議題

【ワーキンググループ2】

- 議題 2: 名古屋議定書の現状及び関連事項
- 議題 3: 戦略計画2011-2020の実施及び愛知目標の進捗
- 議題 4: 財政資源及び資金メカニズム
- 議題 5: 協力、アウトリーチ及び国連生物多様性の10年
- 議題 6: 条約の運用
- 議題12: 生物多様性と開発

議題14: 運営・予算事項

議題15: 最終事項

議題2：名古屋議定書の現状及び関連事項

- **名古屋議定書に関する政府間委員会第2回会合(ICNP-2:2012年7月2～6日、インド・ニューデリー)で採択された勧告に基づき議論。**

- ・2/1 **資金メカニズム**に関する指針の作成
- ・2/2 議定書実施のための**資源動員**に関する指針の作成
- ・2/3 地球規模の**多国間利益配分の仕組み**の必要性及び態様
- ・2/4 **ABSクリアリング・ハウス**の運用方法
- ・2/5 開発途上国及び移行経済締約国において、**能力構築、能力開発**並びに人的資源及び制度的な能力の強化を支援するための措置
- ・2/6 遺伝資源及び関連する伝統的知識の重要性並びに関連する**ABS問題**についての**意識啓発**のための措置
- ・2/7 議定書の**遵守**を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続き及び制度的な仕組み
- ・2/8 その他の事項 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第1回会合に向けた**さらなる作業**

⇒ **特に大きな争点も生じず、若干の修正を加えて、勧告を採択。**

議題2：名古屋議定書の現状及び関連事項

【決定】

- 名古屋議定書政府間会合の第3回会合(ICNP-3)を開催すること。
- 多国間の利益配分の仕組み(第10条)に関する広範なコンサルテーションを行い、利用可能な予算がある場合には、その結果を専門家が整理して、ICNP-3に提出すること。
- パイロットフェーズを歓迎し、ABSクリアリング・ハウスの開発のための、第1回締約国会議までの作業計画を承認すること。
- 能力構築及び能力開発に対する支援を継続し、利用可能な予算がある場合には、能力開発に係る戦略枠組みを作成するための専門家会合を開催すること。
- 議定書の批准と早期発効と実施を支援するため、意識啓発活動を実施すること。
- 第1回締約国会議での承認を目指し、議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力についての手続き及び制度の作成を、ICNP-3において継続すること。

等

議題2：名古屋議定書の現状及び関連事項

【トピックス】

- **メキシコ、ガボン、アルゼンチン**が批准したと発言
(11/2現在、CBD事務局のウェブ上で確認できるのは、フィジー、ガボン、インド、ヨルダン、ラオス、メキシコ、ルワンダ、セーシェルの8カ国)
- **多くの国**が早期批准に向けた取り組みを行っていると言(モロッコ、EU、マレーシア、インドネシア、バングラディッシュ、エジプト、スイス、ミクロネシア、コスタリカ、オマーン、エクアドル、セネガル、ナミビア、チュニジア、レバノン、インド、タイ、ドミニカ等)
- **ナミビア**:生物多様性条約は批准しているが、名古屋議定書を批准していない締約国のABS遵守の状況をモニタリングする仕組みの必要性に言及(遡及問題)
- **ボリビア、ベネズエラ**:10条に関連し、“non-market-based approaches”に関する検討を支持。EU、ナミビア、カナダが反対。優先順位は高くないものの、ICNP-3での検討事項として残った。
- **EU**:モデル条項、行動規範、ガイドラインについての情報を収集し、ICNP-3で検討するよう発言し、決定に反映された。
- **日本**:ABS-CHの重要性について発言。さらなる検討のために、非公式コンタクトグループの設置を要請。さらに、能力開発へ引き続き貢献していくことを表明。

等

名古屋議定書関連の先進国等の動き(1)

【国内遵守措置等】

- **スイス:5/16に、国内措置案を公表**

http://www.sib.admin.ch/fileadmin/chm-dateien/ABS-Protokoll/Dokumente_ABS/Rat_NP_Explanatory_notes_to_draft_measures.pdf

- **EU:10/4に、域内遵守措置に関するEU委員会のRegulation案を公表**

http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/international/abs/index_en.htm

- **イギリス:10/8に、名古屋議定書の実施影響評価結果を公表**

<http://randd.defra.gov.uk/Default.aspx?Menu=Menu&Module=More&Location=None&ProjectID=17827&FromSearch=Y&Publisher=1&SearchText=wc1016&SortString=ProjectCode&SortOrder=Asc&Paging=10#Description>

名古屋議定書関連の先進国等の動き(2)

【ガイドライン等】

- **日本**:3月に、「**遺伝資源へのアクセス手引き(第2版)**」を発行

<http://www.mabs.jp/archives/tebiki/index.html>

- **スイス**:5月に、“**ABS Management Tool**”を改訂

<http://www.sib.admin.ch/en/nagoya-protocol/abs-management-tool/index.html>

- **IUCN**(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources: **国際自然保護連合**):

10/10に“**An Explanatory Guide to the Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing**”を公表

https://cmsdata.iucn.org/downloads/an_explanatory_guide_to_the_nagoya_protocol.pdf

その他のトピックス“Synthetic Biology”

■ 「議題6. 条約の運用」の下、生物多様性条約科学技術助言補助機関(SBSTTA)の勧告に従い、“Synthetic Biology”をSBSTTAの新規議題とするかどうか検討

・オプション1:新規議題に追加しない

(オーストラリア、カナダ、タイ、中国、アルゼンチン、ニュージーランド)

・オプション2:予防原則に基づき、新規議題とする

(ボリビア、ガーナ、ノルウェー、フィリピン、エクアドル、アフリカG、パキスタン)

・オプション3:新規議題とするかさらに検討するため、締約国等からの情報提供を受け、報告書を取りまとめるよう事務局長に要請

(スイス、EU、日本、クエート)

■ 【決定】オプション2と3を合わせて、

*SBSTTAでの検討のため、締約国等から情報の提供を受け、報告書を取りまとめるよう事務局長に要請

*締約国に対し、予防的アプローチに従った対応をとるよう要請

■ CBDの下での“Synthetic Biology”の定義・範囲等は、明確になっていないが、“合成遺伝子を用いた物質生産”といったとらえ方か？

■ NGO等は、漠然とした不安、リスク評価の考え方、利益配分のあり方、生産者への打撃等の懸念を表明。

COP11の結果概要

10/22 環境省報道発表

「生物多様性条約第11回締約国会議の結果について(お知らせ)」から

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15858>

- 今回の会議においては、最終日の深夜に及ぶ厳しい交渉の結果、暫定的なものながら、開発途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを2015年までに倍増させるという資源動員に関する目標値の合意に達することができた。我が国は生物多様性日本基金等を通じた貢献の継続を表明し、愛知目標達成に向けてCOP10において醸成された気運を今後も維持することができた。
- 上記、資源動員の目標設定のほか、条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ(GEF)に対するガイダンス、名古屋議定書の第1回締約国会議に向けた作業の計画、生態学的・生物学的に重要な海域(EBSA)の基準を満たす海域を抽出した地域ワークショップの結果を国連の作業部会等に提出すること、今後2年間のCBD運営予算、COP12を2014年の後半に韓国において開催することなどが決定された。

CBDと名古屋議定書(NP)の主要な日程

